

令和元年審査の目標期間の達成状況等について（公表）

令和2年1月24日

● 審査期間の目標及びその達成状況について

愛媛県労働委員会は、不当労働行為事件の審査期間の目標を、申立てを受けた日から起算して概ね1年以内としています。

令和元年中に終結した事件は1件あり、1年以内の目標期間を超えて終結しています。

● 不当労働行為事件の処理状況等

令和元年中の不当労働行為救済申立事件の係属件数は、前年からの繰越1件（対前年比1件増）と新規3件（対前年比2件増）の計4件（対前年比3件増）です。

令和元年中に終結したものは命令による1件で、3件を翌年に繰り越しました。

事件番号	申立人	申立 年月日	終 結 年月日	申 立 該当号	申立内容	終結 区分	審査 委員	参与委員		処理 日数
								労	使	
平成30年 第1号	個人	30. 2. 14	31. 3. 18	3	支配介入禁止	一部却下 を含む 棄却命令	(長) 村田 ・ 大野	砂田	伊勢家	398
※ 平成31年 第1号	組合	31. 2. 19	—	1 2	不利益取扱い是正 誠実団交実施 謝罪文の掲示	—	(長) 大熊 ・ 武智	弓立	大西	係属中 (繰越)
令和元年 第2号	組合	元. 5. 22 【追加申立て】 元. 8. 29	—	1 2 3	不利益取扱い是正 団交応諾 支配介入禁止 謝罪文の掲示・交付	—	(長) 大野 ・ 小田	砂田	柴田	係属中 (繰越)
※ 令和元年 第3号	組合	元. 9. 30	—	1 2 3	不利益取扱い是正 誠実団交実施 支配介入禁止 謝罪文の掲示	—	(長) 大熊 ・ 武智	弓立	大西	係属中 (繰越)

※ 令和元年10月18日に両事件の併合を決定しました。

(参 考)

労働組合法第27条の18（審査の期間）

労働委員会は、迅速な審査を行うため、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表するものとする。